

茨監告示第7号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条
第4項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年11月18日

茨木市監査委員 美 田 憲 明
同 伊 藤 真 紀

第1 茨木市職員措置請求（以下「請求」という。）の受付

1 請求人

住所（ 略 ）

氏名（ 略 ）

2 茨木市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の提出
措置請求書の提出日は、平成28年9月27日である。

3 請求の内容

請求人提出の措置請求書による請求の要旨は次のとおりである。

なお、ポスター作成業者名（印刷業者名）については、当該ポスター作成業者（印刷業者）の利益等に配慮し、記載していない。

（1）請求の要旨

① 本年の9月議会に提案される「茨木市議会議員及び茨木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」（以下、「本件条例」という）改正案の審査のために、茨木市選挙管理委員会に2013年1月27日に執行した茨木市議会議員一般選挙（以下、「13年市議選」という。）におけるポスター費用に関する公費負担についての資料請求を求めたところ、8月31日に選管より（別表1）の資料が提供された。

② 茨木市長は、「13年市議選」において、「本件条例」に基づき法定得票を得た候補者に対して（別表1）記載の公費負担を行っており、そのうち選挙運動用ポスターの作成費用の公費負担は、次のような経過をたどっている。

まず、①候補者がポスター作成業者と有償契約を締結することから始まり、次に②候補者は、「ポスター作成契約書」（契約書の写し）、「ポスター作成枚数確認申請書」を市選管宛に提出する。③市選管は、公費負担の対象枚数であることを確認し、「ポスター作成枚数確認書」を候補者に交付する。④候補者は、契約終了後直ちに「ポスター作成証明書」を作成し、ポスター作成業者に提出。あわせて「ポスター作成枚数確認書」もポスター作成業者に提出する。⑤ポスター作成業者は、候補者の供託金が没収されていないことを確認し「ポスター作成枚数確認書」「ポスター作成枚数証明書」「請求書」「請求内訳書」を添付し、ポスター作成費用を請求する。

③ 「13年市議選」では、本件条例に基づき（別表1）の通り各候補者につきポスター欄記載の金額が公費負担されている。

（別表1）のうち公費上限の95%を超え、50万円を上回る金額は、以下で述べる通り、ポスター作成業者が市に対して実際の選挙運動用ポスター作成費用を上回る金額、いわば水増し金額を選挙運動用ポスター作成費用として請求した不正請求費用であり、その疑いは極めて強い。

不正請求額分は、不当利得または不法行為に基づく損害賠償請求額

であるから、茨木市長は、(別表1)記載の各候補者、ポスター作成業者のうち50万円を超える者(別表3)に対し、不当利得返還請求権、不法行為に基づき損害賠償権を有している。

しかしながら、茨木市長は、前記不当利得返還請求権、不法行為に基づく損害賠償権を行使する義務があるのに、これを怠っているので、本監査請求により措置を求める。

④ 「50万円」を超える金額が不正請求である可能性が高いことは以下のことから明らかである。

ア 「本件条例」のうち、茨木市議会選挙における選挙運動用ポスターの最高限度額は52万7,436円であるが、その最高限度額の算定式は実勢価格を大きく上回る算定式になっている。

このため、茨木市議会議員選挙における公費負担の選挙運動用ポスターの経費には選挙運動用ポスター以外の印刷物などの経費が上乘せられて請求され、それを茨木市長はそのまま認め、公金を支出しているのではないかとの疑いが当然に出てくる。

イ 選挙運動用ポスターの水増し請求の事例としては、①2010年12月の福岡県福津市議選で立候補した4名が、選挙ポスター代として市が負担できる上限の35万3,000円を請求し、実際に掛かった費用9万4,500円から16万2,750円の差額で後援会ハガキや名刺などを作成、さらには現金を3万円から7万円受け取っていた事例。②栃木県栃木市議会、2000年4月の市議選のポスター製作費水増し疑惑で1人を除く27人の市議が、ポスター公費負担分を全額返還した事例、③京都府宇治市議選の水増し請求問題では、大阪高裁が2002年10月、製作費の上限や、それに近い候補者10人の請求額は過払い金だったと認定。「市が返還請求権を行使しないのは違法」との判決が下り、10人が計約130万円を返還した事例など、枚挙にいとまがない。

ウ 公職選挙法施行令によればポスター作成費用の内訳は④デザイン料など企画費、⑤印刷費とされ、本市もこれに準拠している。しかし公営制度の創設時点と比べ、ポスター作成に必要な企画、デザイン、写真、製版、印刷にかかる経費は技術革新により全てが格段に安くなり極めて低料金で製作できるようになっている。

エ 実際「13年市議選」での公費負担額は(別表1)記載の通りであり、39人の候補者のうち10万円台が14人と最も多く、20万円台が5人、30万円台が4人、40万円台が3人、50万円台が13人となっている。これからしても10万円台、20万円台でも十分製作できることは明らかである。

また(別表2)は公費負担額の多い順に整理したものであるが、この分布から伺えるのは10万円台14人の次に多いのが20万円台、

30万円台、40万円台ではなく一挙に50万円台の13人となる不自然さである。

オ (別表2) で見る限り、13人を請け負った業者Dを見ればさらにその不自然さが際立つ。

最高上限額の96%となる50万5,386円が8人、それ以外の5人はなぜか一挙に半値以下になっている。40万円台もなければ30万円台もない。ようやく20万円前半の23万1,525円となり、16万9,785円、15万5,584円、14万8,000円となる。14万8,000円は8人の50万5,386円に比べ3割にも満たない。

選挙戦でポスターの比重は極めて大きく、候補者はいかに有権者に好イメージを与えるかに全力を傾注する。だれにも負けないポスターを作るために公費負担を最大限活用して作成するのである。10万円台の14人、20万円台の5人も同様であって、低価格だからといって手を抜いているわけでは、もちろんない。力を込めて作っても製作費は10万円台、20万円台でも十分間に合っているのである。

業者Dという同一業者でありながら、しかも等しく公費負担があるのになぜ50万5,386円から最低の14万8,000円まで出てくるのか、まったく説明がつかない。

カ また業者Dの13人も含め、39人のポスターは甲乙付けがたいものばかりである。全部とっていいほど、材質はユポタックかスーパーユポであり、裏面はシール加工、スリット入りとなり、雨対策もなされている。著名なデザイナーに頼まない限りデザイン料など企画費が膨らむこともない。それなのに最高と最低に38万円もの差が生じるのか不思議でならない。

キ 8人が50万5,386円と一桁まで一致しているが、8人全員が同一政党、同一会派に所属しているのではない。6人は現在、大阪維新の会・茨木であるが、ポスターのデザインは同一ではない。また1人は自由民主党・絆であり、もう1人は民主党系無所属候補であった。政党・会派が違い、デザインも異なるのになぜ一桁まで同額なのか。業者Dに聞きたいところである。

ク 上記に述べたように、40万円台はともかくとして、公費上限の95%を超え、50万円を上回る分については公費対象外の印刷物費用を上乗せ・水増しして不正請求しているとした考えられない。

⑤ よって

ア 「13年市議選」において、茨木市は選挙運動ポスター公費負担について提出された書類に事実と異なる内容が記載されていないか(公費負担の対象かどうか及びその枚数等)の十分なチェックを行わないまま、公金を支出している可能性が高く、茨木市に損失が生じているおそれがある。少なくとも、50万円を超えた公費負担(別

表3) 分については17万4,976円の損害と推計される。

イ 監査委員は茨木市長に対して、選挙公営制度は市民の血税によっていること、及び選挙公営の趣旨に鑑み、(別表3)記載の候補者・ポスター作成業者に対し、同表記載欄の不正請求の金員につき「13年市議選」の選挙公営に関する公金支出の実態調査と、不当利得返還請求権及び不法行為に基づく損害賠償権を行使するよう勧告することを求める。

(別表1) (略)

(別表2)

2013年1月市議選 ポスター公費負担額 敬称(略)、単位円					
順位	候補者氏名	会派	ポスター	負担率 (%)	印刷業者名 (ポスター作成業者名)
1	下野 巖	自由民主党・絆	527,436	100	業者A
1	友次 通憲	民主ネット	527,436	100	業者B
1	中内 清孝	自由民主党・絆	527,436	100	業者A
4	安孫子 浩子	民主ネット	524,790	99.5	業者C
4	中村 信彦	民主ネット	524,790	99.5	業者C
6	上田 嘉夫	自由民主党・絆	505,386	95.8	業者D
6	滝ノ上 万記	大阪維新の会・茨木	505,386	95.8	業者D
6	中井 高英	大阪維新の会・茨木	505,386	95.8	業者D
6	長谷川 浩	大阪維新の会・茨木	505,386	95.8	業者D
6	樋口 禎久	無所属	505,386	95.8	業者D
6	村中 幾子	大阪維新の会・茨木	505,386	95.8	業者D
6	山崎 明彦	大阪維新の会・茨木	505,386	95.8	業者D
6	山本 隆俊	大阪維新の会・茨木	505,386	95.8	業者D
14~24 (略)					
25	小林 美智子	茨木市民フォーラム	231,525	43.9	業者D
26~29 (略)					
35	桂 睦子	茨木市民フォーラム	169,785	32.2	業者D
35	米川 勝利	茨木市民フォーラム	169,785	32.2	業者D
37 (略)					
38	中森 朝雄	無所属	155,584	29.5	業者D
39	疋田 成治	無所属	148,000	28.1	業者D

(別表3)

2013年1月市議選		ポスター公費負担額		敬称(略)、単位円	
順位	候補者氏名	公費負担額	負担率(%)	不正請求額	印刷業者名 (ポスター作成業者名)
1	下野 巖	527,436	100	27,436	業者A
2	友次 通憲	527,436	100	27,436	業者B
3	中内 清孝	527,436	100	27,436	業者A
4	安孫子 浩子	524,790	99.5	24,790	業者C
5	中村 信彦	524,790	99.5	24,790	業者C
6	上田 嘉夫	505,386	95.8	5,386	業者D
7	滝ノ上 万記	505,386	95.8	5,386	業者D
8	中井 高英	505,386	95.8	5,386	業者D
9	長谷川 浩	505,386	95.8	5,386	業者D
10	樋口 禎久	505,386	95.8	5,386	業者D
11	村中 幾子	505,386	95.8	5,386	業者D
12	山崎 明彦	505,386	95.8	5,386	業者D
13	山本 隆俊	505,386	95.8	5,386	業者D
不正請求総額				174,976	

4 請求の要件審査

請求は、形式上、所定の要件を備えているものと認め受理した。

なお、請求の要旨から、平成25年1月27日に執行された茨木市議会議員一般選挙における選挙運動用ポスターの公費負担のうち、174,976円は不正請求によるものであって、茨木市の損害であり、茨木市長は不当利得返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権を行使する義務があるにもかかわらず、怠っている、つまり「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」を監査請求の対象としていると解した(住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときはすることができない(地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第2項)が、怠る事実は、この請求期間の制限を受けないとされている。)

第2 監査委員の除斥

福丸孝之監査委員及び長谷川浩監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨から、平成 25 年 1 月 27 日に執行された茨木市議会議員一般選挙における選挙運動用ポスターの公費負担について、50 万円を上回っていた 13 人は、公費対象外の印刷物費用を上乗せ・水増しして不正請求しているとしたと考えられず、50 万円を超えた公費負担分の合計額 174,976 円は茨木市の損害であり、茨木市長に対して不当利得返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権を行使するよう勧告することを求めているものと解した。

2 監査対象部局

選挙管理委員会事務局

3 請求人の証拠の提出及び陳述並びに関係職員の陳述聴取

(1) 措置請求書及び事実証明書の内容に関して、関係書類の提出を求め調査した。

(2) 平成 28 年 10 月 24 日、請求人に対し地方自治法第 242 条第 6 項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人の出席を得て実施した。請求人は、陳述において請求の要旨の補足を行った。

なお、措置請求書に事実と異なる記載が見受けられたので、正誤表を請求人に渡し、その内容の確認を請求人に求めたところ、請求人の了解を得たので、これをもって、措置請求書が補正されたものとした。

(3) 平成 28 年 10 月 24 日、関係職員（選挙管理委員会事務局長）から陳述の聴取を行った。

第 4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

(1) 選挙運動用ポスターの公費負担制度について

ア 候補者間の選挙運動の機会均等を図るための選挙公営制度の一つとして、選挙運動用ポスターの公費負担制度がある。

イ 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 143 条第 15 項の規定により、市は、市の議会の議員及び長の選挙について、同条第 14 項の規定に基づく衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の制度に準じて、条例で定めるところにより、選挙運動用ポスターの作成について、無料とすることができる。

ウ 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号。以下「施行令」という。）第 110 条第 2 項には、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する経費に係る限度額が定められている。

なお、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 194 号）により、公営に要する経費に係る限度額が引き上げられている。

エ 茨木市議会議員及び茨木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 19 年茨木市条例第 21 号。以下「条例」という。）には、法第 143 条第 15 項の規定に基づき、茨木市議会議員及び茨木市長の選挙における選挙運動に関し、公営に要する経費に係る限度額が定められている。

条例には、施行令で定める公営に要する経費に係る限度額と同じ限度額が規定されており、施行令の一部改正に伴い、茨木市議会議員及び茨木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年茨木市条例第 26 号。以下「改正条例」という。）により、公営に要する経費に係る限度額が引き上げられている。

本件請求は、平成 25 年 1 月 27 日に執行された茨木市議会議員一般選挙における選挙運動用ポスターの公費負担に対するものであり、その限度額は、改正条例による改正前の条例に定められた限度額である。

候補者 1 人について、510 円 48 銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 301,875 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とされている（改正条例による改正前の条例第 9 条第 2 項）。

【平成 25 年 1 月 27 日執行茨木市議会議員一般選挙における選挙運動用ポスターの公費負担限度額】

$$\begin{aligned} \text{単価} &= \frac{301,875 \text{ 円} + 510 \text{ 円} 48 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} 441}{\text{ポスター掲示場の数} 441} \\ &= 1,196 \text{ 円} \text{（1 円未満の端数は切り上げ）} \\ \text{限度額} &= \text{単価} 1,196 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場の数} 441 = 527,436 \text{ 円} \end{aligned}$$

ただし、候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項の規定により市に帰属することとならない場合に限られている。

なお、平成 25 年 1 月 27 日に執行された茨木市議会議員一般選挙において、法第 93 条第 1 項の規定の適用（供託物の没収）はなかった。

オ 茨木市選挙関係事務執行規程（昭和 45 年茨木市選挙管理委員会規程第 1 号。以下「規程」という。）には、選挙運動用ポスター作成の公費負担の手続が定められている。

公費負担の適用を受けようとする候補者は、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）との間において選挙運動用ポスターの作成に関する有償契約を締結し、契約書の写しを添えて、「選挙運動用ポスターの作成の契約届出書（規程第 43 号様式 その 2）」により、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。

届出をした候補者は、委員会に対し、「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（規程第 43 号様式の 3 その 2）」を提出する一方、委員会から交付を受けた「選挙運動用ポスター作成枚数確認書（規程第 43 号様式の 4 その 2）」及び「選挙運動用ポスター作成証明書（規程第 43 号様式の 6）」をポスター作成業者に提出する。

ポスター作成業者は、「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」及び「選挙運動用ポスター作成証明書」を添えて、「請求書（選挙運動用ポスターの作成）（規程第 43 号様式の 7 その 2）」により、茨木市長あてに費用の請求を行う。

茨木市は、ポスター作成業者からの請求に基づき、所定の金額をポスター作成業者に支払う（条例第 11 条）。

なお、「平成 25 年 1 月 27 日執行 茨木市議会議員一般選挙 公費負担制度の手引」には、公費負担制度の概要、公費負担の手続が説明されており、公費負担に係る届出書類等の記載例が添付されている。

(2) 選挙運動費用収支報告書

法第 189 条第 1 項の規定により、選挙運動に関する収入及び支出の報告書を委員会に提出しなければならないが、公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）第 31 号様式として定められている選挙運動費用収支報告書の備考には、「収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（ポスターの作成）を記載するものとし」及び「支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする」との指示があり、公費負担となった選挙運動用ポスターに係る費用についても、選挙運動費用収支報告書に記載する必要がある。

(3) 平成 25 年 1 月 27 日執行茨木市議会議員一般選挙に係る公費負担交付金の交付状況について

公費負担交付金の額は、以下のとおりであり、選挙運動用ポスター作成のほか、選挙運動用自動車借入、選挙運動用自動車燃料代及び選挙運動用自動車運転手雇用に係る費用となっている。

交付日 平成 25 年 3 月 15 日、同月 25 日及び同年 4 月 5 日

交付額 19,281,343 円

(内訳) 3,097,325 円 選挙運動用自動車借入
509,620 円 選挙運動用自動車燃料代

2,337,500 円 選挙運動用自動車運転手雇用

13,336,898 円 選挙運動用ポスター作成

2 ポスター作成業者に対する文書照会

地方自治法第199条第8項の規定に基づく調査を、公費負担額が50万円を超えている候補者13人に係る4ポスター作成業者に対して、文書により行い、全てのポスター作成業者から回答を得た。質問及びその回答は、以下のとおりである。

(1) 選挙運動用ポスター作成費用の内訳については、以下のとおりである。

なお、選挙運動用ポスター作成費用の内訳の金額については、ポスター作成業者の利益等に配慮し、記載していない（ポスター作成業者名については、第13(1)(別表2)及び(別表3)中の印刷業者名（ポスター作成業者名）の欄中の表記と同様である。）。

ア 業者A

企画料、デザイン料、画像補正費、本機色校正費、印刷・加工費及び消費税

イ 業者B

用紙、デザイン・編集、製版、刷版、印刷、加工、営業管理費及び消費税

ウ 業者C

撮影費、デザイン費、印刷費及び企画・進行管理費

エ 業者D

企画・デザイン・製作、色本機校正、印刷加工費及び消費税

(2) 公費負担分に葉書、名刺などの公費負担対象外の作成費用が含まれているかとの質問に対しては、全てのポスター作成業者が「なし」と回答した。

(3) 業者Dに対して、「ポスターについて、委員会に提出された請求内訳書の印刷金額欄によれば、単価1,146円で枚数441枚が8人、単価740円で枚数200枚が1人、単価525円で枚数441枚が1人、単価385円で枚数500枚が2人、単価352.8円で枚数500枚が1人でした。枚数に差があるものの、単価が大きく異なる理由をお示してください。」との質問をしたところ、「大量生産のできない一点物の制作物である印刷物にもともと単価という概念は無く、総合計金額を数量で割ったものが単価になることをまずご理解ください。その上で、441枚の契約をした方と予備を入れた500枚の契約の方がおられます。同じ総合計金額でも数量によって大きく単価は変動しますのでご理解下さい。「枚数に差があるもの」→「枚数に差があるので」大きく変動します。その他にはデータ入稿で制作が含まれない。画像そのまま修正や加工する、しないなど。単価の変動については以上です。」との回答があった。

3 監査委員の判断

- (1) 請求人は、平成 25 年 1 月 27 日に執行された茨木市議会議員一般選挙における選挙運動用ポスターの公費負担のうち、174,976 円は不正請求であり、その実態調査を行うよう、茨木市長に対して勧告することを求めている。

しかしながら、実態調査を求める措置は、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実に対する措置のいずれにも該当しないため、住民監査請求の対象とならない。

- (2) 請求人は、業者 D が作成した 13 人の選挙運動用ポスターの公費負担額について、505,386 円が 8 人、231,525 円が 1 人、169,785 円が 2 人、155,584 円が 1 人、148,000 円が 1 人となっており、不自然さが際立っているとしている。

しかしながら、選挙運動用ポスターの作成費用は、各候補者の求めるデザイン、撮影等の仕様によって決まるものであること、また、候補者とポスター作成業者との契約によるものであることから、同一ポスター作成業者において、類似する場合もあり、全く異なる場合もありうる。

- (3) また、請求人は、業者 D が作成した 8 人の選挙運動用ポスターの公費負担額が同額であることについて、政党、会派が異なり、デザインも異なるのに、なぜ一桁まで同額なのか疑問を呈している。

しかしながら、業者 D に対する文書照会の回答によれば、選挙運動用ポスターの作成費用 505,386 円の内訳の項目及び額は、8 人全員同じであった。また、政党、会派が異なれば、必ずしも選挙運動用ポスターの作成費用も異なるものではない。

- (4) 請求人は、選挙運動用ポスターの公費負担の限度額の 95% を超え、50 万円を上回る金額は、ポスター作成業者が茨木市に対して実際のポスター作成費用を上回る金額、いわば水増し金額をポスター作成費用として請求した不正請求費用であり、その疑いは極めて強いと主張する。

また、請求人は、選挙運動用ポスターの水増し請求の事例として、平成 22 年 12 月の福岡県福津市議選を挙げている。平成 23 年 4 月 16 日付けの西日本新聞によれば、「(略) 西日本新聞の取材に対し、(候補者) 4 人とポスター製作を受注した印刷所が認めた。いずれも、ポスター代の 2～4 倍に当たる規定限度額 35 万 3 千円を請求、差額は他の経費に充てるなどしていたという。(略)」とのことである。

しかしながら、委員会から提出された関係書類を検証したところ、法、条例及び規程上必要な書類は整っており、単純な誤記と思われるものが見受けられた(2人で合わせて2箇所)が、選挙運動用ポスターの公費負担の限度額の範囲内で適正に執行されていることが認められた。

なお、選挙運動費用収支報告書等において、記載部分が一部訂正されていた(3人で合わせて28箇所)が、選挙管理委員会事務局職員によ

れば、記載された内容と添付されている領収書とに齟齬がある場合や選挙に関するものでないものが記載されている場合は、訂正を求めているということである。逐条解説公職選挙法（下）安田充 荒川敦編著では、「選挙運動費用に関する収支報告書を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が受け付ける場合、書類の審査については、所定の様式により当該書類が完備されているかどうかを形式的に審査し、多少不備な点があったとしても受理を拒否することなく、受理後に審査をなし、追完を認めることとして一応受理することが適当であろう。」とされている。

また、ポスター作成業者から、選挙運動用ポスターの公費負担分に公費負担対象外の作成費用は含まれていないとの回答があった。

選挙運動用ポスターの作成方法は、特に制限されておらず、また、選挙運動費用の総額が法第 194 条及び施行令第 127 条に規定する選挙運動に関する支出金額の制限額内であれば、選挙運動用ポスターの作成費用は、特に制限されていないことから、選挙運動用ポスターの公費負担の限度額に対し、一定の割合を超えていることをもって一律に不正請求とすることは、理由がない。

請求人の主張は、推測の域を出ないものと言わざるを得ず、また、不正請求の証拠として認められるものの提出はなかった。

- (5) 平成 14 年 1 月 23 日名古屋高等裁判所判決（最高裁判所棄却により確定）によれば、「一般的にポスターの作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によって異なることが考えられるところ、選挙に際してどのようなポスターを作成するか、ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自由を尊重すべきものと考えられること、ただ地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したものと解され、これによれば、前記各法令（公職選挙法、愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用及びポスター作成の公営に関する条例）は、愛知県が候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」とされている。

- (6) 請求人は、選挙運動用ポスターの公費負担の限度額の算定式は実勢価格を大きく上回るものとなっており、選挙運動用ポスター以外の印刷物などの経費が上乘せられて請求され、それを茨木市長はそのまま認め、公金を支出しているのではないかとの疑いが当然に出てくるとし、また、

公営制度の創設時点と比べ、選挙運動用ポスター作成に必要な企画、デザイン、写真、製版、印刷に係る経費は技術革新により全てが格段に安くなり極めて低料金で製作できるようになっていると主張する。陳述においても、「茨木やったら、20万、30万でも十分できます。」と印刷業者（ポスター作成業者）から聞いているとし、茨木市の実態に合わせた選挙運動用ポスターの公費負担の限度額の設定が必要であると主張する。

地方公共団体の選挙運動用ポスターの公費負担の限度額については、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙の候補者に対する公費負担の限度額に準じて、各地方公共団体が条例で定めることとされており、請求人が主張するように、選挙運動用ポスターの公費負担の限度額の設定において、実勢価格を把握することの必要性を否定するものではない。

選挙運動用ポスターの公費負担の限度額の設定としての当否は別として、選挙運動用ポスターの公費負担請求の手続は、ポスター作成業者による請求が条例の定める選挙運動用ポスターの公費負担の限度額及び上限枚数の範囲内かどうかを審査するものと解され、地方公共団体が実勢価格を把握し、これを前提に公費負担の請求の審査をしなければならないものとは解されていない。

また、請求人のいう実勢価格も客観的、具体的なものとはいえない。

以上、請求人の主張には理由がなく、措置する必要はないものと判断する。